

「足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）（素案）」に関する  
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和5年11月22日（水）～令和5年12月22日（金）

(2) 意見提出者数等

ア 意見提出者数・意見件数 3名（9件）

イ 提出方法

（ア）区ホームページの意見受付フォーム 2名（4件）

（イ）Eメール 0名

（ウ）FAX 0名

（エ）郵送 0名

（オ）窓口への持参 1名（5件）

2 意見の順番構成について

(1) 地区別計画内（北綾瀬）の対象施設に関する意見 6件 意見番号

ア 生活関連経路に関すること . . . 1

イ 新設される駅前の商業施設の周りの歩車道分離に関すること . . . 2

ウ 北綾瀬駅出口付近（環七通り側）の歩行者と自転車の交通状況  
に関すること . . . 3

エ 川の手通りの信号機の設置に関すること . . . 4

オ 川の手通りの違法駐車に関すること . . . 5

カ 北綾瀬駅及び鉄道車両に関すること . . . 6

(2) 地区別計画内の視覚障がい者誘導用ブロックに関する意見 3件 意見番号

キ 大谷田谷中住区センターほか公共施設の視覚障がい者誘導用  
ブロック敷設に関すること . . . 7

ク 施設の入りにある誘導用ブロックと玄関マットに関すること . . . 8

ケ 歩道のマンホール蓋による誘導用ブロックの途切れに関すること . . . 9

### 3 意見の概要及び区の考え方

#### (1) 地区別計画内（北綾瀬）の対象施設に関する意見 6件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 生活関連経路に関すること		
1	<p>北綾瀬駅周辺では駅前広場・商業施設が建設されており、将来自動車・人の往来が格段に増えることが予想されます。それに伴い、バリアフリー化も計画されるとのことですので、周辺住民として、懸念されること、そして、現状問題となっていることについて指摘させていただきます。</p> <p>ピックアップされている生活関連経路について、駅前広場については対象になっておりますが、①商業施設を囲む道路についても生活関連経路に含めて整備することを要望いたします。</p> <p>商業施設南側・東側・西側については区画整理事業として整備され、電線の地中化・道路の幅員を増やして歩道の幅員の確保をし障害者等の通行に配慮したように設計されているように見受けられます。しかし、北側の道路は区画整理事業から除外されているためか、道路や歩道の幅員の確保・電柱の地中化等、十分な配慮がされていないように見受けられます。北側の道路は商業施設への搬入に使用され、駅利用者の送迎用の車にも利用される（商業施設の完成後は綾瀬警察署交差点の混雑が予想されますので、川の手通り北側からの抜け道として商業施設北側の道路が使用される恐れもあります）ことから、②北側の道路についてもきちんと整備する必要があるものと思われれます。</p> <p>近隣の施設、北千住のマルイ・亀有のアリオを囲む道路については、商業施設利用の歩行者・車両利用者・搬入用車両利用者の歩車分離がきちんとされているように見受けられます。北綾瀬駅にデッキを建築する際の理由付けとして、住民からの要望もなく多額の費用が掛かるのにもかかわらず、歩車分離を主張してデッキを設置するようにしたことからも鑑みて、③商業施設を囲む道路についても歩車分離を徹底しないと危険だと思われれます。</p> <p>是非とも④商業施設を囲む道路についても生</p>	<p>①及び④</p> <p>本計画における「生活関連経路」とは、バリアフリー法の規定に基づき、生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常・社会生活で利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）相互間の経路として示しております。なお、具体的なバリアフリー整備は、地区別計画の策定後、道路管理者が該当する生活関連経路について、特定事業計画を作成して進めることとなります。</p> <p>北側を含めた商業施設を囲む道路については、生活関連経路の設定の有無に関わらず、東京都福祉のまちづくり条例などに基づき、高齢者や障がい者等を含む歩行者の安全かつ円滑な移動の確保のため、歩車道の分離に沿った整備を進めております。</p> <p>このことを踏まえ、ご意見のありました商業施設を囲む道路について、現時点で区として新たに生活関連経路に設定する考えはありませんが、バリアフリー協議会の中でもご意見を伺いながら進めてまいります。</p> <p>②及び③</p> <p>北側を含めた商業施設を囲む道路については、東京都福祉のまちづくり条例などに基づき、高齢者や障がい者等を含む歩行者の安全かつ円滑な移動の確保のため、歩車道の分離に沿った整備を進めております。</p> <p>また整備の際に、交通管理者や商業施設と協議を行っており、限られた道路用地の制約の中で、引き続き可能な歩車道の分離に沿った整備を進めております。</p>

	<p>活関連経路として指定していただくことを要望いたします。現状なら工事の最中でもあるので、計画に組み込むことは容易だと思われます。</p>	
イ	<p>新設される駅前の商業施設の周りの歩車道の分離に関すること</p>	
2	<p>商業施設の周りの歩道部分には防護柵（ガードレール）を設置しない、と聞いております。現状、整備されている西側の道路についても充分だと思われる防護柵を設置した歩道がありますが、それにもかかわらず車道を歩く歩行者がかなり見受けられます。防護柵のない北側の道路については歩道の幅員が狭いこともあってか、車道を歩く人のほうが多いように見受けられます。防護柵を設置し十分な幅員を確保しないと歩車分離が徹底されず、危険な状況になることが想像できます。</p> <p>先日、西側の道路でパトカーと救急車が出動している場面を見ました。おそらく、隣接のビルを避けるようにカーブしている場所で車両と歩行者又は自転車との接触事故でもあったのかな？と思われました。工事中で見通しも悪く自転車はスピードを落とすことなく走っている状況を見ますので、おそらく接触事故でもしたのではと思います。パトカー・救急車が停車している状態で、後続の車両は通り抜けることもできず立ち往生している場面も見ました。道路の幅員は十分に確保できてないようにも見えましたし、商業施設側に防護柵も設置しないようですと、今でも車道を歩いておりますし、歩行者も車道を自分のタイミングで横切ることが予測できます。①徹底した歩車分離をしていただき未然に事故を防ぐような整備・体制を整えていただきたいと思います。</p>	<p>①商業施設北側の歩道については、限られた道路用地の制約の中でも、最低1.5mの有効幅員を確保するため、交通管理者や商業施設と協議して整備しております。</p> <p>防護柵を設置した場合、有効幅員が確保できなくなります。そのため、防護柵の設置は予定しておりませんが、今後も、<u>東京都福祉のまちづくり条例</u>などに基づき、<u>歩行者の安全かつ円滑な移動の確保のため、歩車道の分離に沿った整備はもとより、自転車は「車両」であることを前提として車道を通行し、歩道内は降りて通行するなど自転車利用者の交通ルールの遵守や走行マナーに向けた普及啓発に取り組んでまいります。</u></p>
ウ	<p>北綾瀬駅出口付近（環七通り側）の歩行者と自転車の交通状況に関すること</p>	
3	<p>バリアフリーと直接関係あるかはわかりませんが、北綾瀬駅周辺の交通状況の要望です。環七の従来からある南側出口・北側出口に両方にいえることですが、①駅から環七に出る際、急に出ようとする歩行者と環七をスピードを出して走っている自転車が接触する場面があり、非常に危険です。また、それと同様、②北側では線路の両側について線路沿いの道を環七に向かってくる自</p>	<p>①及び②</p> <p>本計画におけるソフト面の取組内容の1つに「教育啓発特定事業」を定めております。歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合があるという現状と課題に対し、<u>自転車利用者の交通ルールの遵守や走行マナーに向けた普及啓発（注意喚起）に取り組んでまいります。</u></p>

	<p><u>転車と環七を歩いている歩行者・自転車との接触する場面があります。見通しを良くする・注意喚起を呼びかけるようなことができないものでしょうか？</u></p> <p>以前よりも住民が増えていることもあってか、人通りも増えて歩道も狭いので危険な状況になっております。北綾瀬の駅の改札に向かう通路も通行者の通行方向を限定していますが、ほとんどの人が守っていない状況です。守る人が少ないのは分かりますが、もう少し通行の安全に配慮した設計・注意喚起等できないものでしょうか？</p>	<p>今後、歩道や駅構内の通路などにおける歩行者の安全確保のためのマナー啓発を含めて、「教育啓発特定事業」に基づく積極的な普及啓発の取り組みを推進してまいります。</p>
<p><b>エ 川の手通りの信号機の設置について</b></p>		
<p>4</p>	<p>バリアフリーとは直接関係ありませんが、川の手通りの交通状況について要望です。</p> <p>まず、川の手通りの環七北側、コンビニエンスストアのあるところの横断歩道について。この横断歩道では、かなりの頻度で歩行者妨害違反のパトロールをやっています。横断歩道では歩行者の安全な通行が確保されるのは当然だとは理解できるのですが、あそこに横断歩道が設置されている理由が解せません。あそこは、駅ができた当初から加平三丁目方向の住民がよく使う経路で人通りは多かったです。最近は住民が増えてきたためあの横断歩道を往来する人数がかなり増えました。ですので、違反者を取り締まるような横断歩道ではなくきちんと信号機を設置したほうが良いのではないのでしょうか？商業施設ができればあの交差点は交通量が増えますし、現状工事車両もかなりの台数利用しているので①信号機を設置して車両利用者の良心に頼るような方法ではなく明確な安全管理に信号機を設置したほうが良いように思います。</p>	<p>①横断歩道及び信号機の設置については、交通管理者である警察が所管となります。</p> <p><u>信号機の設置については、警察庁が全国的な基準を「信号機設置の指針」として定めており、ご指摘の箇所の設置要望について、警察と相談してまいります。</u></p> <p>今後も、高齢者、障がい者等を含む誰もが安心して通行できる歩行空間を確保できるよう、関係事業者と連携しながら取り組みを推進してまいります。</p>
<p><b>オ 川の手通りの違法駐車について</b></p>		
<p>5</p>	<p>川の手通りの違法駐車について。川の手通りの環七の北側については交通量も少ないせいか工事車両等の駐車行為が四六時中見受けられます。それもあって先ほどの横断歩道での歩行者の確認がしにくいという弊害も生じていると思います。歩行者妨害違反の取り締まりをすることも大事ですが、①違法車両の駐車行為にもしつこいく</p>	<p>①違法駐車を取り締まりは、交通管理者である警察が所管となります。</p> <p><u>区では、道路管理者（環七通り以北）として可能な取組を検討し、警察と相談・連携して進めてまいります。</u></p>

<p><u>らの注意をしないとあれはなくなりそうもないと思いますし、歩行者の安全も確保できないと思われる。</u></p> <p>それと川の手通りの環七の南側について、特にひどいのがファストフード（牛丼）店舗とラーメン屋の前の道路、その他、郵便局・少年野球関係者のしょうぶ沼公園の前の道路の違法駐車もどうかして欲しいです。ファストフード（牛丼）店舗・ラーメン屋の前の道は環七左折車両の専用レーンなのにもかかわらず、そのレーンをふさぐ形で駐車をしているので川の手通りの渋滞の原因を作っています。あそこについては重点的に店舗利用者や店舗に厳重に注意をしたほうが良いと思います。</p> <p>あの周辺は、川の手通り北側でいうコンビニエンスストアの横断歩道と同様、駅から加平一丁目方向の住民がよく使う経路となっていて、人や自転車の往来が多い交差点です。駐車車両で見通しが悪いし、あそこは横断歩道がないにもかかわらず人・自転車が頻繁に往来するのでかなり危険と思われる。</p> <p>今後、<u>②商業施設の開業で人・自転車・車両の往来が今以上に増えることが予想されますので、現状でも問題が生じていることについては解決を急ぐべきだと思いますし、将来の状況に合わせてどのような対策が必要かの予測・議論も必要か</u><u>と思います。</u></p>	<p><u>②規模や構造、利用状況等により、今後、ハード整備だけで問題に対応できないことも想定されます。</u></p> <p><u>そのため、歩道等の適切な利用による「歩行空間の確保」に向け、安全な通行の妨げにならないよう啓発によるソフト面の取組（心のバリアフリー）も含め、バリアフリー化を推進してまいります。</u></p>
<p>カ 北綾瀬駅及び鉄道車両に関すること</p>	
<p>6 施策の全体像は適切なものであると感じましたので、推進いただければと思います。</p> <p>一点、鉄道業者様の取り組みですが、北綾瀬駅はホームが大変狭いため、ラッシュ時は大変混雑します。ホーム上の移動も困難になります。ハンディがある方はその状況下では各車両に設置されている優先席のある乗車口に動く動線も塞がれていることも多く見かけるため、<u>①ラッシュ時は改札直近の車両は優先席の座席数を増やしてはいかがでしょうか。</u></p>	<p><u>①鉄道車両の優先席を含むバリアフリー設備について、国土交通省が策定している「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に考え方が示されております。</u></p> <p><u>区としては、鉄道事業者に対し、引き続き上記ガイドライン等に基づき積極的に取り組むよう推進してまいります。</u></p>

(2) 地区別計画内の視覚障がい者誘導用ブロックに関する意見 3件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
キ 大谷田谷中住区センターほか公共施設の視覚障がい者誘導用ブロック敷設に関すること		
7	<p>素案 55 頁の大谷田谷中住区センターの視覚障害者の誘導ブロックの敷設について記述してある部分ですが、<u>①視覚障害者が外から入口を通り、受付まではたどり着けるように、誘導ブロックを「検討する」ではなく敷設すると明記してほしい。このことは他の公共施設でも周知徹底してほしい。</u></p>	<p>①公共施設の改修等においては、東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備基準や足立区公共建築物整備基準に基づき、外から案内設備（受付や案内板等）までの経路のうち1以上を誘導用ブロック又は音声等で誘導することとしております。</p> <p>そのため、地区別計画にも、<u>誘導用ブロック又は音声設備等により基準に沿った誘導を行う旨、記載いたします。</u></p>
ク 施設の入り口にある誘導用ブロックと玄関マットに関すること		
8	<p>ほとんどの施設で玄関入口に、足拭きマットをブロック上にのせてあり誘導が途切れてしまっている。<u>①足拭きマットはブロックの脇に置くようにしてください。</u></p>	<p>①誘導用ブロックの上に物や自転車を置かないよう呼びかけており、施設入口の玄関マットについては、置き方等を含めて、施設管理者に対しさらなる周知啓発を行うとともに地区別計画に記載します。</p> <p>現在、<u>誘導用ブロックの上に玄関マットを置いている区施設については、ブロックが隠れないように玄関マットを二つにするなどの改善に向けた対応を実施します。</u></p>
ケ 歩道のマンホール蓋による誘導用ブロックの途切れに関すること		
9	<p>歩道の誘導ブロック上に下水管等の蓋がかかっていると、<u>①ブロックが欠けている部分が多々見受けられます。道路管理者等の責任で補修をしてください。</u></p>	<p>①国の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」において以下の考え方が示されております。</p> <p>「マンホール、グレーチングが設置されている周辺にブロックを設置しなければならない場合は、マンホール上に設置することが望ましい。やむを得ない場合については、線状ブロックは緩やかにすり付けてマンホール等を迂回する」</p> <p>上記の考え方にに基づき、<u>足立区道における補修等の際、道路管理者とマンホール等所有者との間で協議を行い、協議が整った場所はマンホール上に設置いたします。</u></p>